

## 「ご契約のしおり・約款」の一部変更について

このたび、保険契約のお申込に際してご案内しました「ご契約のしおり・約款」につきまして、以下のとおり一部変更します。つきましては、当書面にて変更後の内容をご連絡しますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

### (1)「ご契約のしおり」の一部変更

- ①「契約内容登録制度」に関するご案内の追加または変更
- ・新たに「契約内容登録制度」(以下「本制度」といいます)に基づく登録対象となる商品が含まれる「ご契約のしおり」(②ご参照)に、つぎのご案内を追加します。
  - ・すでに本制度に関するご案内が記載されている「ご契約のしおり」(③ご参照)については、つぎの内容に変更します。

#### ●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社など」といいます。)とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加(以下、「保険契約など」といいます。)のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。

保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などのご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。

なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支

私の判断の参考にする以外には使用しません。

また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

- ・当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コールセンターにお問い合わせください。

ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合

オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

### 〈登録事項について〉

- ・つぎの事項が登録されます。

#### **2024年3月31日以前の登録事項**

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

#### **2024年4月1日以降の登録事項**

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院を保障する給付金の種類および日額・給付金額・一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん（悪性新生物）の診断確定を保障する一時金額・保険金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額（就労所得保障の給付金を含みます。）
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

\*登録事項は、当社によるデータ登録日を基準に判定します。データ登録は、お申込から数営業日程度要することがありますので、2024年3月31日以前にお申込みいただいた保険契約であっても「2024年4月1日以降の登録事項」が登録されることがあります。

\*2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

・「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ ([https://www.aflac.co.jp/home\\_keiyaku.html](https://www.aflac.co.jp/home_keiyaku.html)) をご確認ください。

## ②新たに本制度に基づく登録対象となる商品が含まれる「ご契約のしおり」

- ・「生きる」を創るがん保険WINGS
- ・生きるためのがん保険Days 1
- ・生きるためのがん保険Days 1 プラス
- ・がん保険に付加する特約
- ・新がん保険 (A型) /新がん保険 (B型・BII型)
- ・がん定期保険 (A型) /がん定期保険 (B型・BII型)
- ・アフラックの休職保険

## ③すでに本制度に関するご案内が記載されている「ご契約のしおり」

- ・医療保険 EVERシンプル
- ・未来の自分が決める保険 WAYS
- ・かしこく備える終身保険
- ・アフラックの定期保険
- ・三大疾病保障プラン
- ・家族に毎月届く生命保険 GIFT
- ・ケガの特約(傷害特約 [がん保険])
- ・特約MAX/特約MAX 21
- ・定期特約 [がん保険] /災割死亡割増特約 [がん保険]
- ・定期特約/災害死亡割増特約/傷害特約
- ・家族生活保障特約/医療特約/がん特約

## (2) 約款の改定

- ・普通保険約款および特約にある<契約内容の登録>に関する規定を、つぎのように削除します。

<例>終身保険〔低解約払戻金2018〕

### 第41条<契約内容の登録> (削除)

- ・上記規定を削除する普通保険約款および特約、ならびに該当条番号はつぎのとおりです。

#### 【普通保険約款】

- ・疾病入院保険、家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕、医療保険〔無解約払戻金2023B〕…第38条
- ・新医療保険、定期保険、医療保険〔無解約払戻金2023A〕…第39条
- ・傷害保険、終身保険〔低解約払戻金型〕…第40条
- ・終身保険〔低解約払戻金2018〕、三大疾病保障終身保険…第41条

#### 【特約】

- ・女性疾病入院特約〔2020〕…第19条
- ・定期特約、医療保障移行特約〔2009〕、終身特約〔低解約払戻金〕…第20条
- ・災害死亡割増特約、定期特約〔がん保険〕、災害死亡割増特約〔がん保険〕…第21条
- ・傷害特約…第22条
- ・家族生活保障特約…第24条
- ・疾病特約、災害特約…第26条
- ・新疾病特約〔がん保険〕…第28条
- ・傷害特約〔がん保険〕…第29条
- ・疾病特約〔がん保険〕、新災害特約〔がん保険〕…第30条
- ・災害特約〔がん保険〕…第31条

2023年12月作成



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95